

# 熊本縣市町村総合事務組合負担金条例施行規則

(昭和35年6月27日組合規則第2号)

改正 昭和42年 4月 1日組合規則第1号  
昭和51年 5月11日組合規則第2号  
昭和58年 7月23日組合規則第2号  
昭和59年 4月 1日組合規則第1号  
平成 元年 6月 8日組合規則第3号  
平成 3年12月16日組合規則第2号  
平成 5年 3月 2日組合規則第1号  
平成18年11月15日組合規則第2号  
平成20年 3月31日組合規則第1号  
平成22年 6月 7日組合規則第3号  
平成27年 4月 1日組合規則第2号  
平成28年10月 7日組合規則第5号  
平成29年 6月 2日組合規則第5号  
令和 3年10月11日組合規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、熊本縣市町村総合事務組合負担金条例（平成16年組合条例第11号。以下「負担金条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、負担金条例の例による。

(退職手当に関する報告)

第3条 退職手当事務加入市町村は、特別職員又は職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日から7日以内に、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 採用したとき 就職報告書（負様式第1号）
- (2) 退職したとき 退職報告書（負様式第1号の2）
- (3) 前2号に掲げるもの以外の報告事由が生じたとき 職員報告書（負様式第1号の3）
- (4) 昇給、昇格その他給料月額の変動があったとき 給料額異動報告書（負様式第1号の4）

2 市町村職員退職手当条例（昭和35年組合条例第1号。以下「退職手当条例」という。）第5条第2項の規定により職員とみなされることとなった者については、前項第1号に規定するもののほか、その者が採用された日の属する月から職員とみなされることとなった月までの出勤簿の写しを添付しなければならない。

3 職員以外の地方公務員又は国家公務員（以下「職員以外の地方公務員等」という。）であった者を引き続いて採用したときは、第1項第1号に規定するもののほか、退職手当の支給有無に関する証明書及び職員以外の地方公務員等に係る履歴書を添付しなければならない。

(退職手当に関する負担金の取扱い)

第4条 特別職員及び職員の退職手当事務の負担金の算定基礎となる給料月額（以下「負担金算定給料月額」という。）は、各月の初日における給料月額とする。

2 月の初日以外に採用された者の当該採用された月の負担金算定給料月額は、当該採用された日における給料月額とし、当該採用された日の属する月から負担金を納付しなければならない。

3 月の末日以外に退職手当条例第26条の規定により退職とみなされた特別職員又は職員の当該退職とみなされた月の負担金は、当該退職とみなされた特別職員又は職員としての負担金のほか、引き続いて採用された特別職員又は職員としての負担金を納付しなければならない。ただし、特別職員が引き続いて特別職員として採用された場合において、当該引き続いた特別職員の職が、

退職とみなされた日と同一の職のときは、当該引き続いて採用された特別職員としての負担金は徴収しない。

4 退職手当条例第5条第2項の規定により職員とみなされることとなった者の当該職員とみなされることとなった月までの負担金は、その者が採用された日の属する月から職員とみなされることとなった月の給料月額に負担金条例第2条に掲げる割合（負担金条例第2条の2の負担金調整率を含む。）を乗じて得た額とする。

5 退職手当事務新規加入市町村の負担金は、退職手当事務を共同処理することとなった日における給料月額により共同処理することとなった日の属する月から納付しなければならない。  
（負担金調整率の通知）

第4条の2 組合長は、毎年度、前年度の決算について議会の認定を受けた後、負担金条例第2条の2の規定により決定した退職手当事務加入市町村の翌年度の負担金調整率について、退職手当事務に係る職員の負担金調整率通知書（負様式第2号）により、退職手当事務加入市町村に通知しなければならない。  
（消防補償等に関する負担金算定の報告）

第5条 消防事務加入市町村は、負担金条例第3条第1項第2号に規定する非常勤消防団員の条例定数について、非常勤消防団員条例定数等報告書（負様式第3号）に、同団員の定数を定める条例の写しを添えて組合長に報告しなければならない。  
（非常勤職員公務災害補償に関する負担金算定の報告）

第5条の2 非常勤公務災害事務加入市町村は、負担金条例第4条第1項に規定する非常勤職員の定数について、非常勤職員職種別定数報告書（負様式第3号の2）に、非常勤職員職種別定数調べ調査表を添えて組合長に報告しなければならない。  
（負担金の還付）

第6条 組合市町村の長は、負担金条例第8条第1項第1号、第2号又は第9条の規定による負担金の還付を求めるときは、脱退等に伴う負担金還付依頼書（負様式第4号）を組合長に提出しなければならない。  
（委任）

第7条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は組合長がそのつど定める。

附 則（昭和35年組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年組合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年1月1日より適用する。

附 則（平成18年組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年組合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県市町村総合事務組合負担金条例施行規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成27年組合規則第2号）

この規則は、平成27年4月2日から施行する。

附 則（平成28年組合規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年組合規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年組合規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、負様式の改正規定（「殿」を「様」に改める部分に限る。）は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書きに規定する規定の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の熊本県市町村総合事務組合負担金条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の熊本県市町村総合事務組合負担金条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 附則第1項ただし書きに規定する規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（様式省略）